

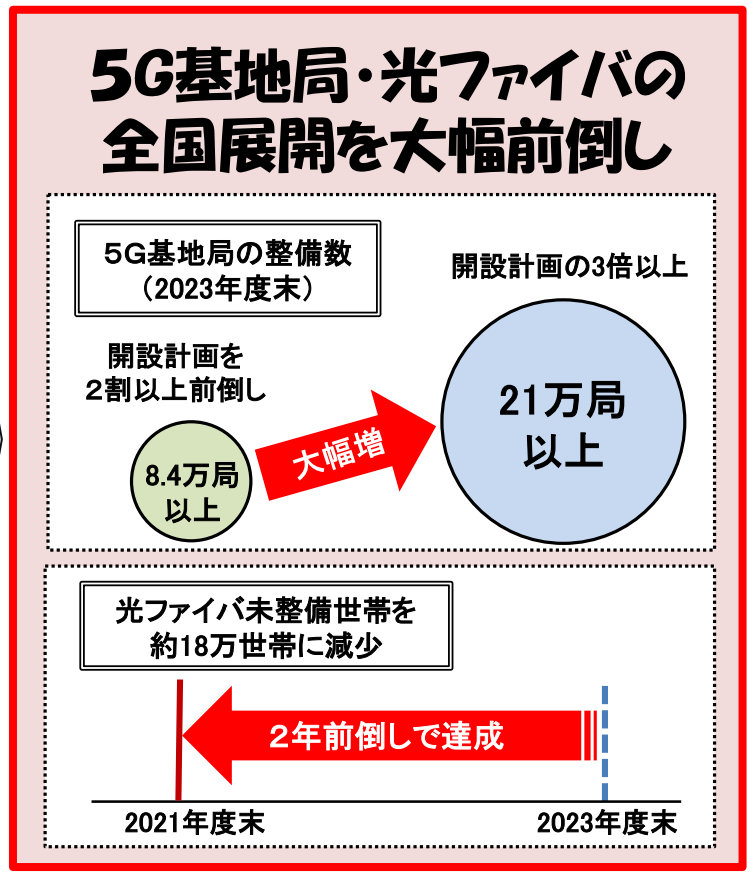
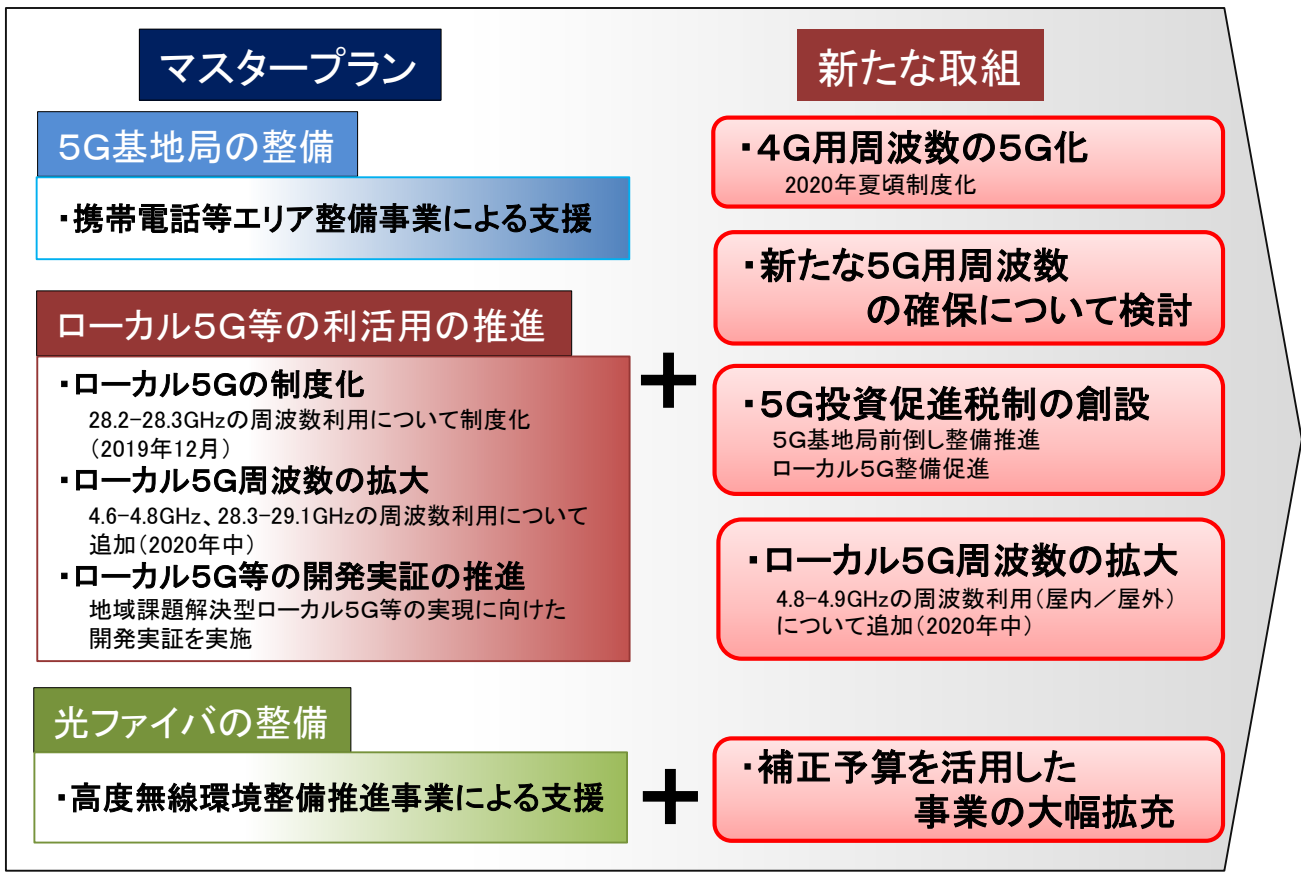


ICTインフラ地域展開マスタープラン プログレスレポート

2020年6月16日
総務省

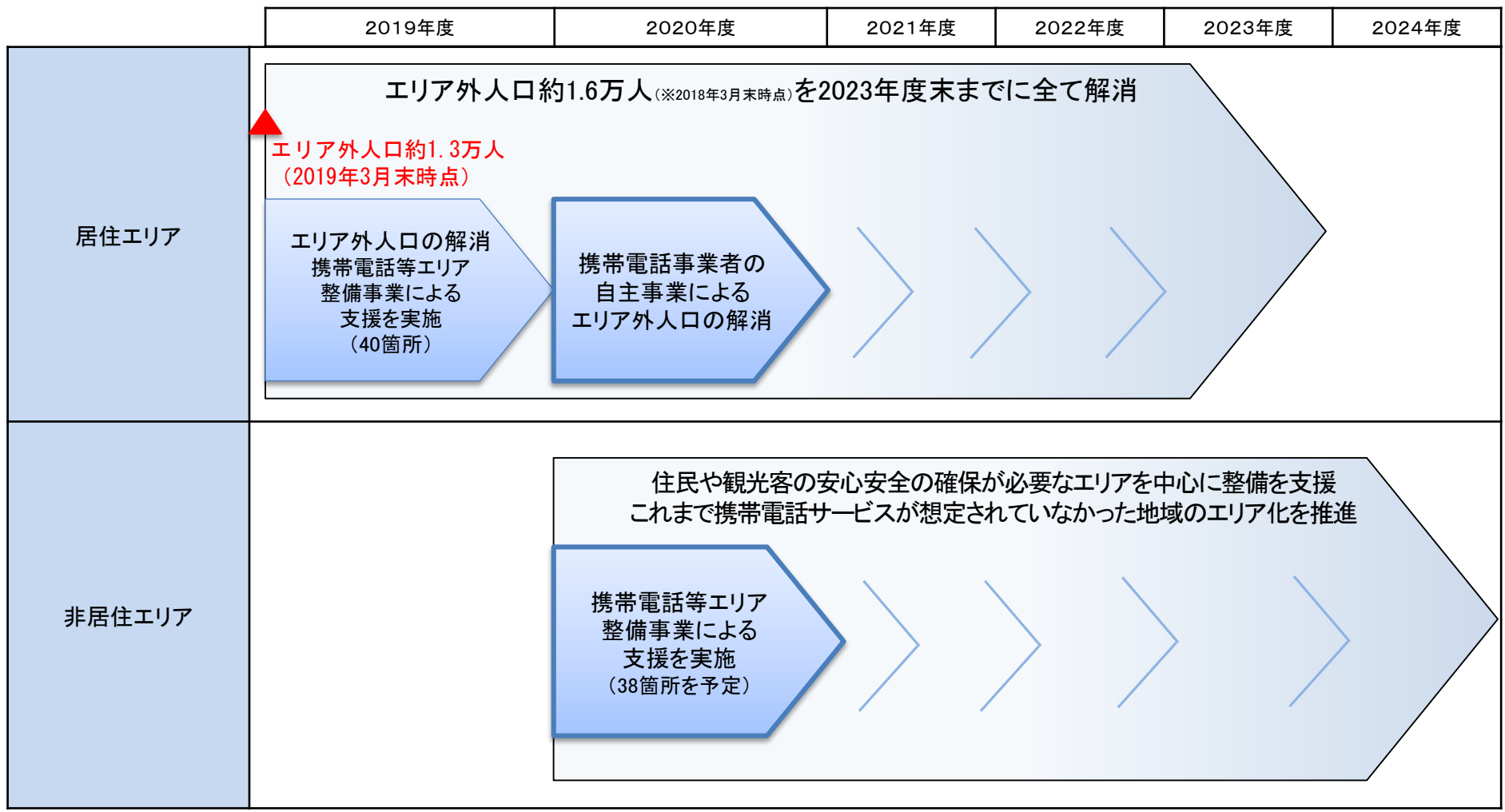
「ICTインフラ地域展開マスタープラン」プログレスレポート

- ◆ 「①条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「②5Gなど高度化サービスの普及展開」、「③鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「④光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施するため、昨年6月に『ICTインフラ地域展開マスタープラン』を策定。
- ◆ 本マスタープランに加えて、新たに
 - a) 5G基地局やローカル5Gの導入促進のための税制優遇措置を導入するとともに、周波数を拡充すること
 - b) 令和2年度補正予算により、高度無線環境整備推進事業を大幅拡充することにより、5Gや光ファイバの全国展開を大幅に前倒し。



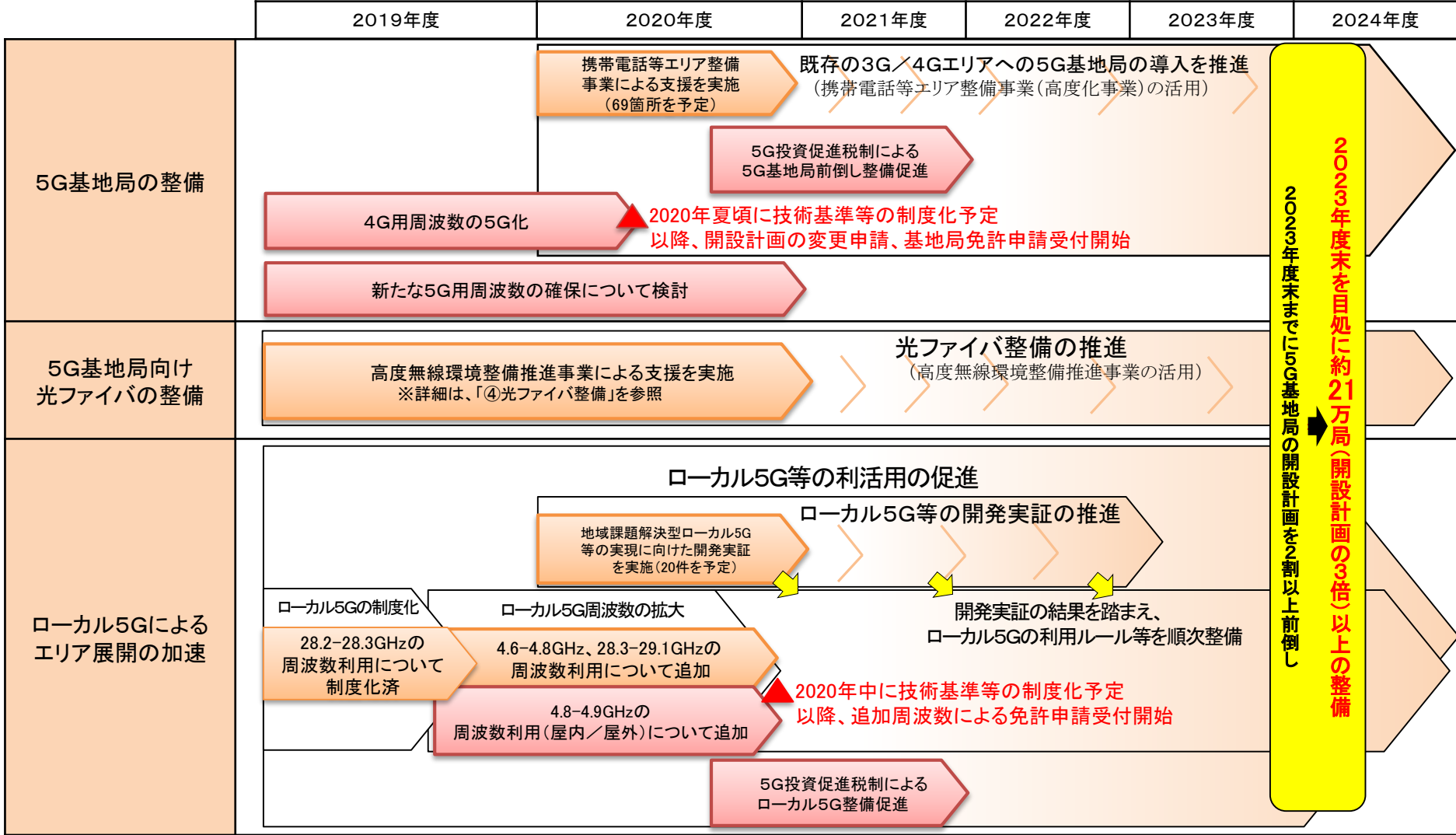
① 条件不利地域のエリア整備(基地局整備)

- エリア外人口は1.3万人に減少(2019年3月末時点)。携帯電話事業者の自主事業により2023年度末までに全て解消見込み。
- 非居住エリアの圏外解消に向け、今年度より補助事業による支援を開始。



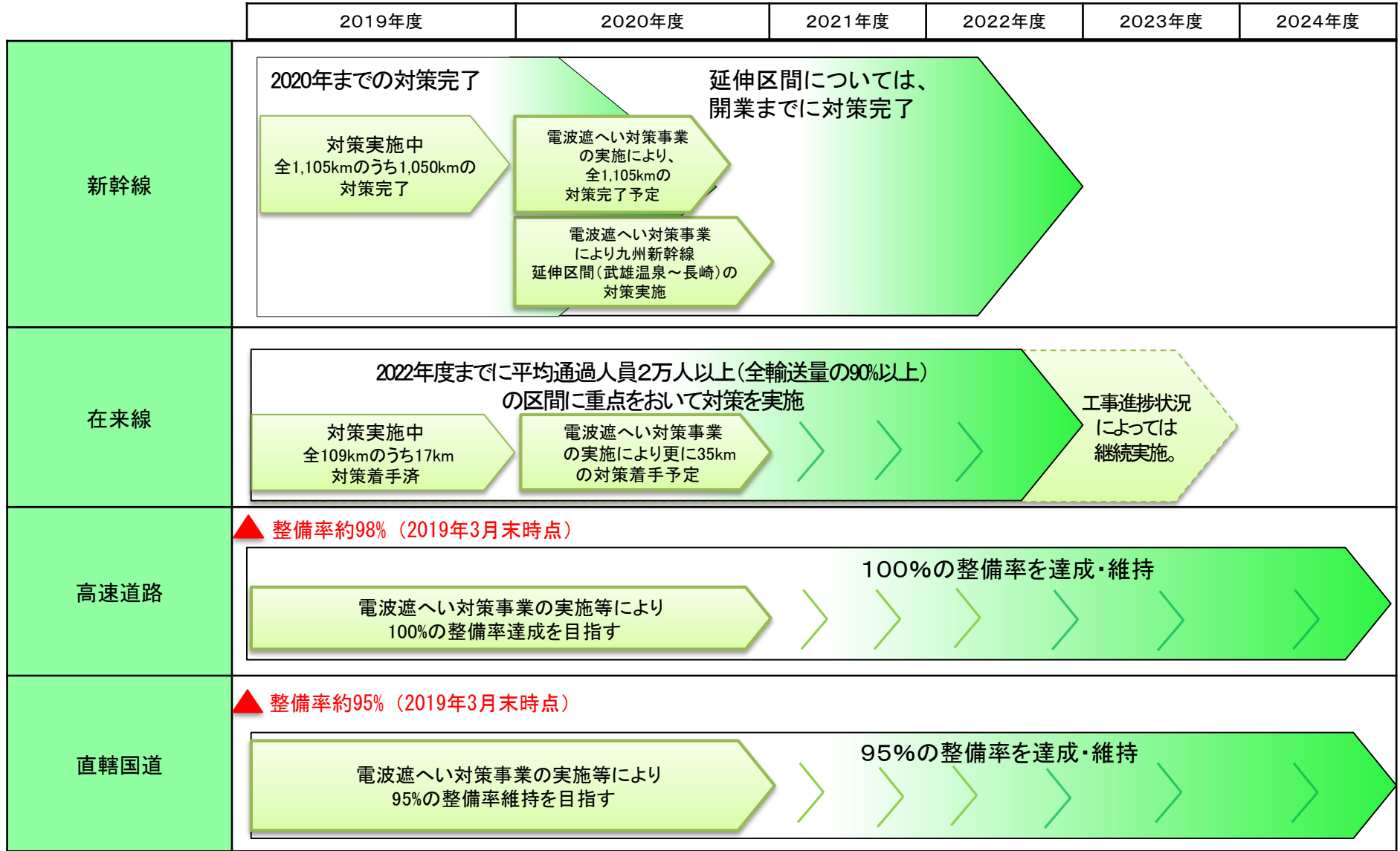
② 5Gなど高度化サービスの普及展開

- 5G基地局導入推進のため、補助事業（3G／4Gエリアへの5G基地局導入）による支援を開始したほか、税制優遇措置の創設や5G用の更なる周波数確保の検討を実施。
- ローカル5G用の周波数の追加についても検討中。また、ローカル5G等の開発実証について、20テーマで実施予定。
- これらの取り組みにより、5G基地局の整備を大幅に上積みし、2023年度末を目処に約21万局（開設計画の3倍）以上の整備を目指す。



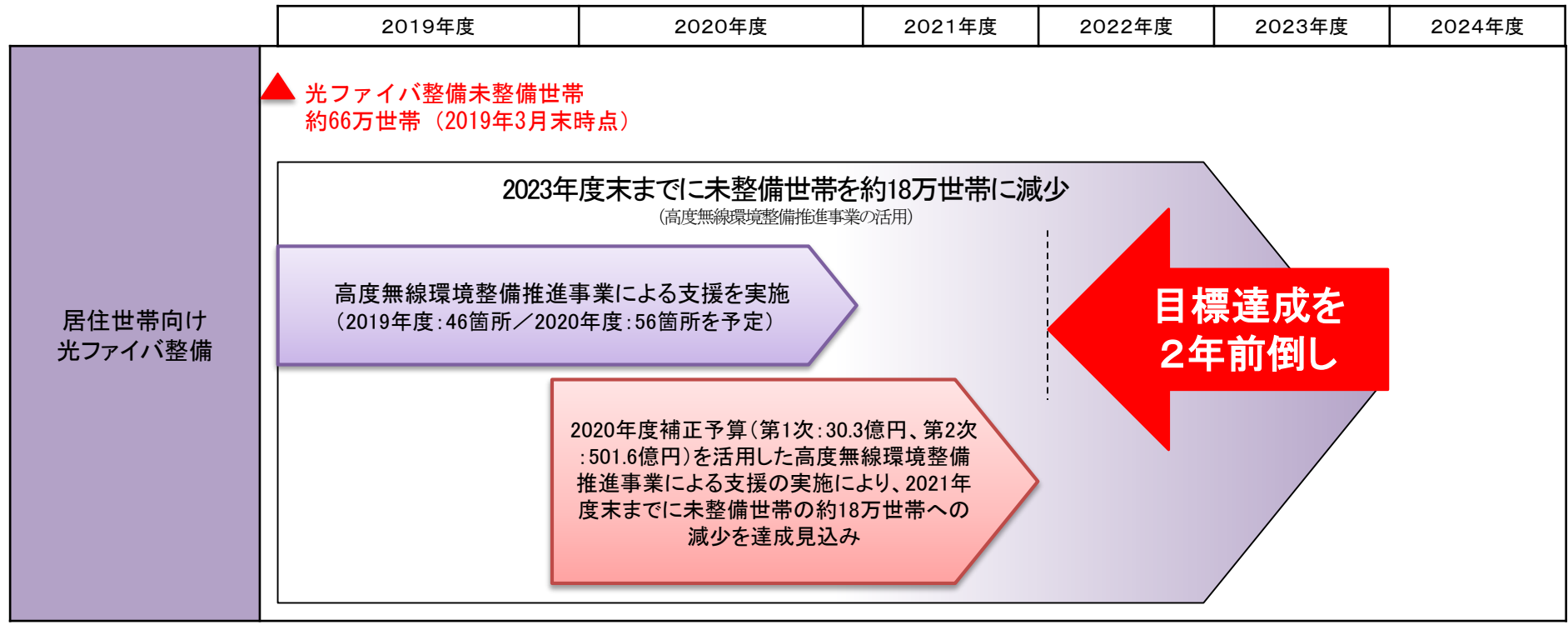
③ 鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策

- 新幹線トンネルの電波遮へい対策について、補助事業を引き続き実施し、2020年中の対策完了に向け、着実に進捗。
- その他トンネルについても、補助事業等により対策実施中。



④ 光ファイバ整備

- 光ファイバの未整備世帯は、2019年3月末時点で、約66万世帯まで減少。
- 2020年度補正予算により、2021年度中に光ファイバが未整備の学校がある地域を含め、市町村が希望するすべての地域で光ファイバを整備することとし、目標を2年前倒しして、2021年度末までに未整備世帯を約18万世帯まで減少させる。



参考資料(関係施策)

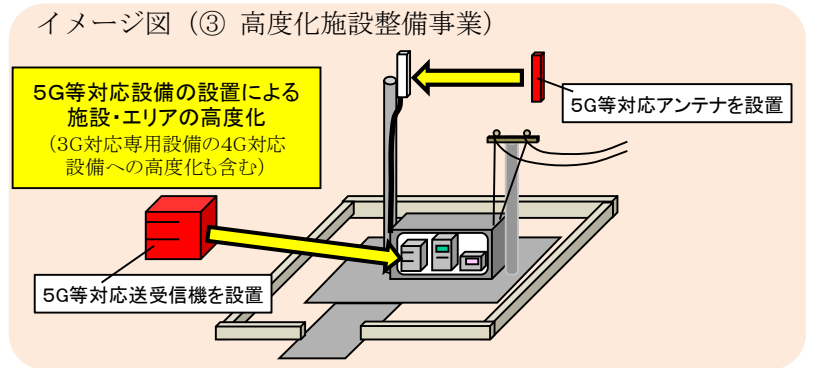
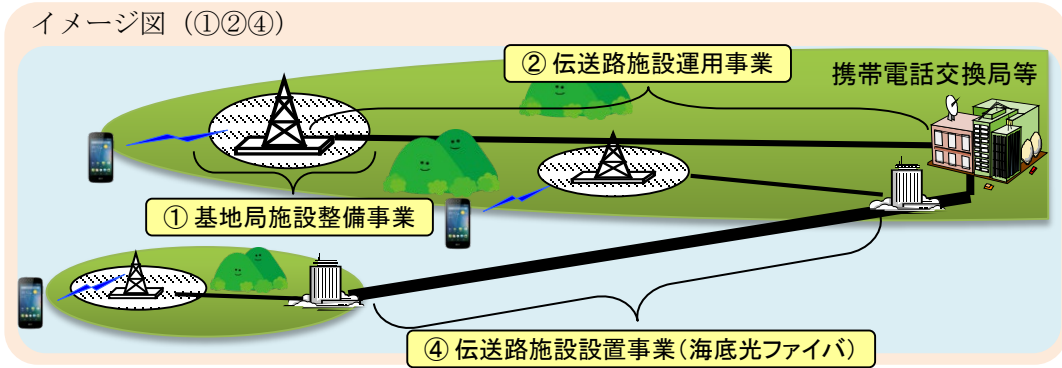
携帯電話等エリア整備事業の概要

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

令和2年度予算額 1,511百万円
 (令和元年度予算額 3,165百万円)

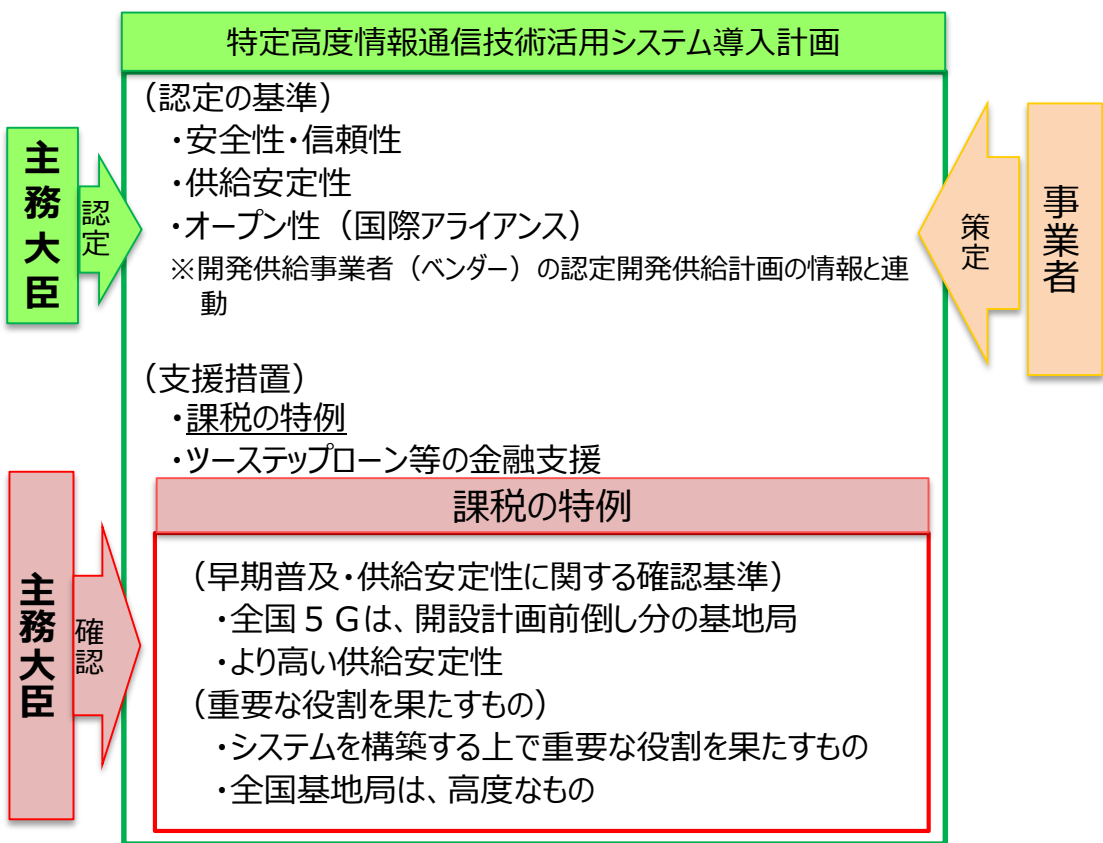
	事業名	事業内容	事業主体	補助率						
①	基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>都道府県 1/5</td> <td>市町村※1 3/10</td> </tr> </table> 【複数社参画の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>都道府県 2/15</td> <td>市町村※1 1/5</td> </tr> </table> ※1: 地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担	国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10	国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5
国 1/2	都道府県 1/5	市町村※1 3/10								
国 2/3	都道府県 2/15	市町村※1 1/5								
②	伝送路施設運用事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	<table border="1"> <tr> <td>国 2/3※2</td> <td>無線通信事業者 1/3</td> </tr> </table> ※2: 整備対象エリアが100世帯以上の場合は1/2	国 2/3※2	無線通信事業者 1/3				
国 2/3※2	無線通信事業者 1/3									
③	高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1社整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 1/2</td> <td>無線通信事業者 1/2</td> </tr> </table> 【複数社共同整備の場合】 <table border="1"> <tr> <td>国 2/3</td> <td>無線通信事業者 1/3</td> </tr> </table> (注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが100世帯未満の場合に限る	国 1/2	無線通信事業者 1/2	国 2/3	無線通信事業者 1/3		
国 1/2	無線通信事業者 1/2									
国 2/3	無線通信事業者 1/3									
④	伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	<table border="1"> <tr> <td>国 2/3※3</td> <td>離島市町村 1/3</td> </tr> </table> ※3: 財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村（全部離島）が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3	国 2/3※3	離島市町村 1/3				
国 2/3※3	離島市町村 1/3									



5G投資促進税制の創設

○ 安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、税額控除又は特別償却等ができる措置を創設。(2年間の時限措置)

新法の枠組みにおける支援スキーム



課税の特例の内容

● 認定された導入計画に基づいて行う一定の設備投資について以下の措置を講じる。

①法人税・所得税

対象事業者	対象設備	税額控除 (注)	特別償却
全国キャリア	機械装置等	15%	30%
ローカル5G免許人	機械装置等	15%	30%

(注) 控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

②固定資産税(ローカル5G免許人に限る)

3年間、課税標準を1/2とする。

- (対象設備)
- ・全国基地局(開設計画前倒し分であって高度なもの) 送受信装置、空中線(アンテナ)
 - ・ローカル5G 送受信装置、空中線(アンテナ)、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

【令和2年度当初予算： 37.4億円(新規)】

【令和元年度補正予算： 6.4億円】

【事業概要】

- ✓ ローカル5G等について、5Gの「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった特長と、都市部、ルーラル、屋内等の試験環境の異なる地域や、複数の周波数を組み合わせ、様々な利活用シーンで地域のニーズを踏まえた開発実証を実施。
- ✓ また、本実証の推進体制を早急に構築するため、実証プロジェクトの管理業務、地域での案件形成支援、実装・横展開が可能なプロジェクトの選定、実証プロジェクトの自走化支援、成果物のニーズ調査等を実施。

＜具体的な利用シーンで開発実証を実施＞

ゼネコンが建設現場で導入
建機遠隔制御



建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

建設現場での活用



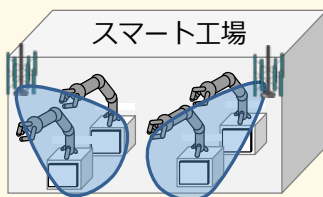
建機遠隔制御



工場での活用



スマート工場



インフラ監視

河川監視



スマート農業

農業での活用



農家が農業を高度化する
自動農場管理



自治体等が導入
河川等の監視



センサー、4K/8K



電波遮へい対策事業の概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内でも携帯電話等が利用できるようにし、非常時等における通信手段の確保など、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

施策の概要

電波が遮へいされる鉄道・道路トンネルや医療施設内において、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合、国が当該施設の整備に対して補助金を交付する。

ア 事業主体：一般社団法人等

イ 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル、医療施設

ウ 補助対象：移動通信用中継施設(鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等)

エ 負担割合：【鉄道トンネル※1】

【道路トンネル】

○所要経費(一般会計)
令和2年度予算 2,924百万円
令和元年度予算額 4,249百万円

国 1/3	鉄道事業者 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	--------------	----------------

国 1/2	一般社団法人等 1/2
----------	----------------

【医療施設※2】

国 1/3	医療機関 1/6	一般社団法人等 1/2
----------	-------------	----------------

※1 直近10年間継続して営業損失が発生している鉄道事業者が営業主体となる
新幹線路線における対策の場合は国5/12、一般社団法人等7/12。

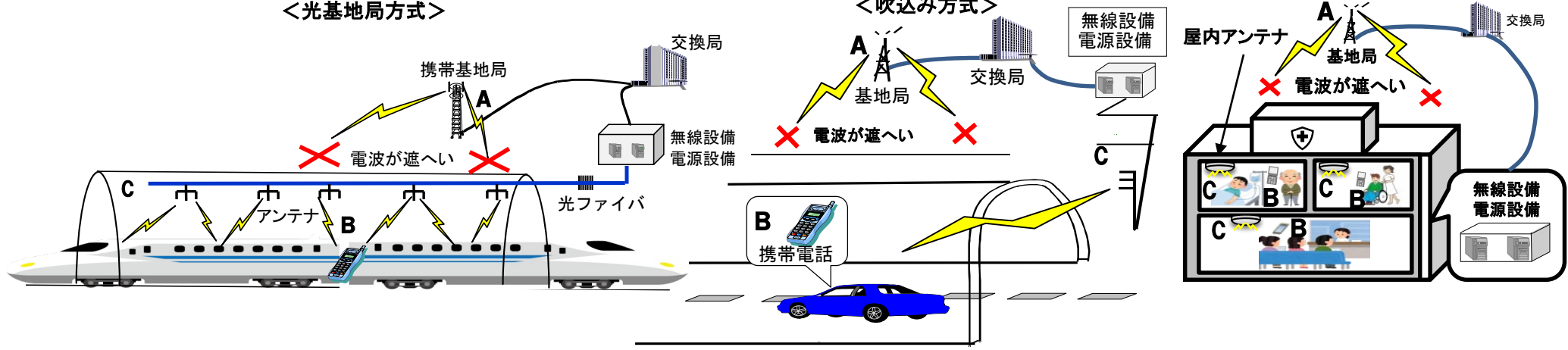
※2 医療機関の経営状況や設置主体によっては国以外の負担割合はこの限りではない。

オ イメージ図：

【鉄道トンネル】
＜光基地局方式＞

【道路トンネル】
＜吹込み方式＞

【医療施設】



注：無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することによりトンネル内での通信を可能とする。

光ファイバ整備の推進 (高度無線環境整備推進事業)

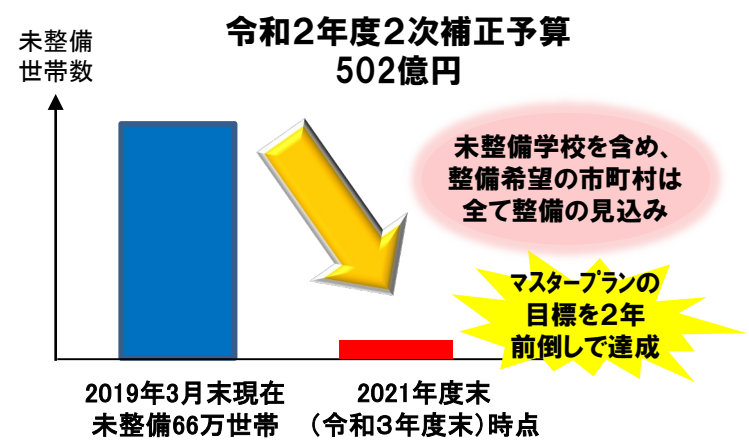
令和2年度2次補正予算	501.6億円
(令和2年度1次補正予算)	30.3億円
(令和2年度当初予算)	52.7億円

① 施策の目的

- 新型コロナウイルス感染症への対応を進めるため、「新たな日常」に必要な情報通信基盤の整備が急務。
- 子供たち1人1人に個別最適化され、創造性を育める教育ICT環境を実現することを目指した「GIGAスクール構想」を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤の整備を加速することが必要。

② 施策の概要

- 教育ICT環境整備等の観点から、光ファイバが未整備の学校がある地域をはじめとして、地方公共団体や電気通信事業者等による、5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路設備等)の整備を支援。
- 本補正予算により、令和3年度中に、光ファイバが未整備の学校を含め、市町村が希望するすべての地域で光ファイバを整備する。
- 総務省「ICTインフラ地域展開マスタープラン」(令和元年6月)で設定した光ファイバ整備の目標(令和5年度末までに未整備世帯数を18万世帯に減らす)を、2年前倒して、令和3年度末までの達成を図る。



③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

ア 事業主体: 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者

イ 対象地域: 下記①~③のいずれかに該当する地域

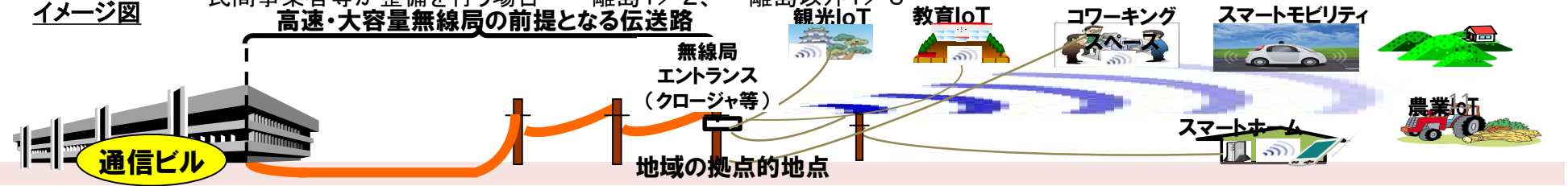
①条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)、

②財政力指数0.8以下の自治体、③人口密度500人/km²以下の町字

ウ 負担割合: 自治体整備を行う場合 離島2/3、 離島以外1/2(※) (※)財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

民間事業者等が整備を行う場合 離島1/2、 離島以外1/3

イメージ図



「ICTインフラ地域展開マスタープラン」の概要(ロードマップ)

「条件不利地域のエリア整備(基地局整備)」、「5Gなど高度化サービスの普及展開」、「鉄道／道路トンネルの電波遮へい対策」、「光ファイバ整備」を、一体的かつ効果的に実施する。

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
条件不利地域の エリア整備 (基地局整備)	居住エリア	エリア外人口約1.6万人を2023年度末までに全て解消					
	非居住エリア	住民や観光客の安心安全の確保が必要なエリアを中心に整備を支援 これまで携帯電話サービスが想定されていなかった地域のエリア化を推進					
5Gなど高度化サービ スの普及展開	5G基地局の整備	既存の3G／4Gエリアへの5G基地局の導入を推進 <small>(携帯電話等エリア整備事業(高度化事業)の活用)</small>					
	5G基地局向け 光ファイバの整備	光ファイバ整備の推進 <small>(高度無線環境整備推進事業の活用)</small>					
	ローカル5Gによる エリア展開の加速	ローカル5G等の利活用の促進 ローカル5G等の開発実証の推進 開発実証の結果を踏まえ、ローカル5Gの利用ルール等を順次整備 <small>ローカル5Gの制度化 → ローカル5G周波数の拡大</small>					
鉄道／道路トンネルの 電波遮へい対策	新幹線	2020年までの対策完了 延伸区間については、開業までに対策完了					
	在来線	2022年度までに平均通過人員2万人以上(全輸送量の90%以上)の区間に重点をおいて対策を実施					
	高速道路	100%の整備率を達成・維持					
	直轄国道	95%の整備率を達成・維持					
光ファイバ整備	居住世帯向け 光ファイバ整備	2023年度末までに未整備世帯を約18万世帯に減少 <small>(高度無線環境整備推進事業の活用)</small>					

2023年度末までに5G基地局の
開設計画を2割以上前倒し